

平成27年度第二回練馬区総合教育会議議事録

開会年月日：平成27年7月13日（月）

場 所：練馬区役所本庁舎20階「交流会場」

出席者：練馬区長 前川 耀男

教育委員会 教育長 河口 浩

同 委 員 外松 和子

同 委 員 内藤 幸子

同 委 員 安藏 誠市

同 委 員 長島 良介

議 題：1 練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱の一部改正
について

2 練馬区教育大綱審議日程（案）について

3 練馬区教育大綱の骨子（案）について

4 その他

開 会：午後1時30分

閉 会：午後3時00分

説明のため出席した者の職および氏名

総務部長

横野 茂

教育振興部長

中村 哲明

こども家庭部長

堀 和夫

(総務部)

総務課長

臼井 弘

(教育振興部)

教育総務課長

岩田 高幸

教育企画課長

伊藤 安人

学務課長

山崎 泰

施設給食課長

三ッ橋 由郎

教育指導課長

堀田 直樹

学校教育支援センター所長

風間 康子

光が丘図書館長

加藤 信良

(こども家庭部)

子育て支援課長	小暮 文夫
こども施策企画課長	柳橋 祥人
保育課長	櫻井 和之
保育計画調整課長	近野 建一
青少年課長	中里 伸之
練馬子ども家庭支援センター所長	吉岡 直子

【前川区長】

定刻になりましたので、ただいまから平成27年度第二回総合教育会議を開催いたします。

本日は傍聴の方が13名いらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

議題に入る前にご報告をさせていただきます。既に皆様ご承知であります、本年4月1日から教育委員会制度の改正が実施されました。制度改正の趣旨を踏まえて、早期に新しい教育委員会の体制に移行することが望ましいと判断いたしまして、先般開催された練馬区議会第二回定例会に、教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長として、河口浩さんを選任する議案を提出し、ご同意をいただきましたので、7月1日付けで任命いたしました。

河口教育長には、これまでも旧体制の教育長として頑張ってもらいましたが、引き続き新たな教育委員会の体制のもと、今後の教育行政のさらなる発展を目指して、大きな力を発揮していただけることと考えております。よろしくお願いいたします。

また、これに伴い、教育委員会委員長の職が廃止となりました。内藤委員には、これまで委員長としての重責を担っていただき、誠にありがとうございました。今後、教育委員会の委員として、引き続きお力添えをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

教育長の任命および教育委員長職の廃止に伴う総合教育会議構成員の新しい名簿および説明のため出席しております職員の名簿を、参考に机上配付しております。ご覧いただきたいと思います。

ご報告は以上であります。よろしくお願いいたします。

1 練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱の一部改正について

【前川区長】

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに議題の1、練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱の一部改正についてであります。

前回の総合教育会議で、会議の運営に係る要綱について決定をいただきました。この要綱では、会議の議事録を作成することとし、議事録には区長および委員長が署名することとしております。

先程ご報告いたしました、7月1日付けで新教育長を任命いたしましたので、それに伴って要綱の改正が必要となります。

事務局から、資料1、練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱新旧対照表について説明をお願いします。

【臼井総務課長】

資料1をご覧ください。練馬区総合教育会議の設置および運営に関する要綱の新旧対照表でございます。左側に現行、右側に改正案という形で記載させていただいておりますが、その11条、「作成した議事録には区長および委員長が署名しなければならない」とこれまでさせていただいております。改正案につきましては、先程区長からご説明がございましたが、7月1日付けで委員長の役割をあわせ持つ新教育長が任命されましたことから、「委員長」を「教育長」に変更させていただいているところであります。「区長および教育長が署名しなければならない」とさせていただきます。

なお、付則におきまして、この要綱改正について決定をいただきますれば、7月13日、本日から施行とさせていただきたいと思っております。

もう1枚、要綱全文を添付させていただいておりますので、これについては後程お目通しいただければと思います。説明は以上でございます。

【前川区長】

ただいま一部改正について説明をいたさせました。何かご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、要綱の一部改正については、本日提出させていただいた改正案のとおりとさせていただきます、事務局に所要の事務手続を行わせませう。

2 練馬区教育大綱審議日程（案）について

【前川区長】

次に議題の2、練馬区教育大綱審議日程（案）についてであります。

前回の会議で、今回、大綱の審議日程案と教育大綱の骨子のイメージを提出することとしました。まず日程案について議題とさせていただきます。

今後の教育大綱審議の進行状況によっては変更することも想定しなければなりません。現時点での審議日程案としてまとめました。事務局に説明をさせますので、その後、ご意見をいただきたいと思っております。

【臼井総務課長】

資料2をご覧ください。教育大綱の審議日程案でございます。第一回目の4月10日、第二回目の本日7月13日については省略させていただきます。第三回目は、10月下旬とさせていただきます。本日の審議を経まして、大綱の素案を作成しますのでご審議をいただければと思っております。第四回目を11月下旬とし、引き続き大綱の素案についてご審議をいただき、決定いただければと思っております。その後、議会への報告を経まして、区民意見反映制度による意見募集をさせていただきます。第五回目といたしまして来年1月下旬になりますが、区民からの意見等を踏まえまして、教育大綱の案を事務局で整理させていただきますので、それに基づき審議いただきます。議会報告を経まして2月中を目途に最終的に大綱を策定できればと考えております。ご説明は以上でございます。

【前川区長】

ただいま説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これはとりあえず現時点での案です。これからいろいろと状況も変わりますし、審議していく過程での変更もあると思っておりますが、とりあえずの目安として提示させていただきます。

【河口教育長】

結構でございます。

【前川区長】

よろしいですか。それでは、とりあえず現時点での大まかな案として日程を決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 練馬区教育大綱の骨子（案）について

【前川区長】

次に議題の3に移ります。練馬区教育大綱の骨子（案）についてであります。

前回の総合教育会議では、大綱に盛り込むべき範囲を定めました。その範囲を踏まえまして、本日は大綱の骨子のイメージをお示しすることとしておりました。資料を用意してありますので、内容について、教育総務課長から説明させます。

【岩田教育総務課長】

それでは資料3をお願いいたします。大綱の骨子（案）といたしまして、（仮称）練馬区教育振興・子ども育成大綱ということで示させていただいております。

大綱の構成でございますが、こちらには大綱策定の背景といったものを挙げておく必要があると思っております。法律の改正に基づきまして、教育、学術や文化活動の目標や施策の根本的な方針について区長が定めることとしてございます。その部分の背景についても記載をさせていただければと思っております。

さらに右側でございますが、大綱の対象となる範囲・期間というものを明記したいと考えてございます。これまで、当会議におきましてご議論いただいた中で、教育委員会の所管する教育振興に関する分野、それと子ども・子育てに関する分野を対象にするということにいたしてございます。

対象の期間といたしましてはおおむね5年程度を対象としてございます。様々な社会状況の変化に応じて必要な見直しを行うということも記載ができればと考えているところでございます。

この（仮称）練馬区教育振興・子ども育成大綱でございますが、大きく2つに、教育振興の分野と子ども育成の分野と分けさせていただいております。それぞれの分野に共通する基本目標といたしましては、「子どもの成長と子育ての総合的支援」というものを掲げさせていただいております。こちらはビジョンの基本構想において示します主要な施策の方向性でございますし、ビジョンの施策の柱に掲げられているものでございます。これを基本目標として制定したいと考えているところでございます。

教育振興分野でございます。こちらにつきましては、目標といたしまして「子どもたち一人ひとりに質の高い教育の実現」ということで、戦略計画4に掲げるものを目標として掲げさせていただいております。この目標を実施していく中での取組の視点ということで、その右側に3つ掲げさせていただいております。取組の視点1といたしまして「教育の質の向上」、取組の視点2といたしまして「家庭や地域と連携した教育の推進」、取組の視点の3といたしましては「支援が必要

な子どもたちへの取組の充実」の3点でございます。こちらは「みどりの風吹くまちビジョン」の体系におきまして、施策ということで位置づけられているものでございます。それを取組の視点ということで3点挙げさせていただいてございます。

その視点に応じた形で、その右側にそれぞれ基本施策を挙げてございます。こちらにつきましては、戦略計画4で掲げます5年間における取組を、この取組の視点に応じた形で記載をさせていただいてございます。取組の視点1、教育の質の向上におきましては、学力の定着・向上、それから子どもたちの伸びようとする力を引き出す教員の育成、そして学校の教育環境の整備といった取組を、こちらの基本施策の1、2、3という形で記載してございます。

それから、取組の視点2、取組の視点3には、それぞれ家庭や地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進、それから支援が必要な子どもたちへの取組の充実ということで、戦略計画4に掲げる取組を記載してございます。

右側の黒丸に掲げる部分につきましては、それぞれの取組、基本施策で掲げている部分についてのアクションプランでの取組を示させていただいているところでございます。

基本施策1の学力の定着・向上におきましては、幼稚園・保育所・小学校の連携を推進。それから義務教育9年間を見据えた教育課程による小中一貫教育の推進を掲げてございます。さらに施策2、子どもたちの伸びようとする力を引き出す教員の育成におきましては、区独自の実践的な教育研修の実施を掲げてございます。

基本施策3の学校の教育環境の整備におきましては、ICT環境の整備の推進、それから区立図書館と連携した資料の充実や人的配置などの支援による学校図書館の機能強化、小中学校校舎等の改修・改築の推進、そして区立学校の適正配置といったものも記載してございます。

さらに視点2の基本施策1、家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進におきましては、防犯指導員の増員、通学路の防犯カメラ増設による学校安全対策の充実、専門性や経験を有する地域の多様な人材の活用、子どもたちが地域行事やボランティア活動へ参加する機会の増大といった項目を記載してございます。

さらに、支援が必要な子どもたちへの取組の充実におきましては、特別支援教育の充実のための新たな方針の策定、スクールソーシャルワーカーを活用した生活困窮世帯の子どもに関する実態等の把握、それから個別支援計画の作成を挙げてございます。さらに、福祉、医療、児童相談センターなどの関係機関と連携した生活支援・学習支援の実施、いじめや不登校への対応、障害のある子どもと家庭に対する切れ目のない支援体制を構築するための方針の策定・運用というもの

を掲げさせていただいております。

続きまして、その下の子ども育成分野でございます。こちらにつきましては基本的に戦略計画の1から3までの計画の内容をベースとしてございます。

その中で、子ども育成分野の目標でございますが、3つの計画を貫く目標ということで、先般策定いたしました練馬区子ども・子育て支援事業計画の基本目標、「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を共通の目標としてございます。

その中で、取組の視点が3つございます。こちらはそれぞれ、戦略計画の1から3に掲げるものでございまして、ビジョンの中での施策に位置づけられているものでございます。

取組の視点1では子ども・子育てと子育て家庭の支援の充実、視点2では幼児教育・保育サービスの充実、視点3では子どもの居場所と成長環境の充実を掲げてございます。

右側の基本施策につきましては、それぞれの視点の中で、こちらにもビジョンの計画の中で取り組むものを記載してございます。

取組の視点1におきましては、相談支援体制の整備、多様な子育て支援サービスの充実、それから支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実を基本施策として掲げてございます。さらに取組の視点2におきましては、練馬こども園の拡大、保育サービス等の充実を基本施策として掲げてございます。さらに視点3におきましては、練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の実施、それから学童クラブの充実、民間学童保育の支援と育成といったものを基本施策としていところでございます。

また、右側の黒丸につきましても、先ほどの教育振興分野と同じように、こちらにもアクションプランで取り組むといったものを記載しているものでございます。

視点1の基本施策におきましては、子育てや保育に関する相談体制の強化、妊娠・出産時からの情報提供と支援の充実を掲げてございます。基本施策2におきましては、在宅子育て支援施策の充実を掲げてございます。基本施策3におきましては、障害、虐待、居所不明児などに対応した、子どもと家庭に対する関係機関と連携した支援を掲げてございます。さらに、取組の視点2の基本施策におきましては、幼児教育・保育の充実に向けた新たな幼保一元施設の拡大。それから保育サービス等の充実におきましては待機児童の解消、多様な保育ニーズに対応するための保育サービスの充実を掲げてございます。

取組の3におきましては、基本施策のねりっこクラブの実施の中では、全ての小学生に放課後や長期休業中の安全かつ充実した場所の提供を掲げてございます。基本施策の2、学童クラブの充実におきましては、学童クラブでの高学年児童の受け入れ拡大、夏休み居場所事業の拡大、さらに学校外の学童クラブへの移動に

おける安全強化の実施を掲げてございます。さらに待機児童の解消といったものも記載をさせていただいております。さらに基本施策の3におきましては、児童の放課後対策に向けた民間業者の育成・支援ということで掲げてございます。

全体的には、ビジョン、それからそれに基づく戦略計画等、アクションプランにつきまして、教育振興分野、それから子ども育成分野につきまして、体系的に整理したところでございます。こちらを（仮称）練馬区教育振興・子ども育成大綱の骨子としてお示ししてございます。説明については以上でございます。

【前川区長】

それでは、ご質問がありましたらお受けいたします。今、説明がありましたが、私は去年、皆様方のご支援で区長に就任させていただいて、その後、今後の行政の目標、内容をどうするかについて総合的なプランを作ろうということで、この「みどりの風吹くまちビジョン」と、その戦略計画を具体化したアクションプランを作ったわけであります。

これは、大変口幅ったい言い方ではありますが、この教育大綱を前提にはしていなかったのですが、結果的には教育大綱を先取りするような形で、総合的な考え方、それから施策の柱を整理しました。

ですから、そういう意味では、今回の大綱の策定に当たっても、前回は議論をいただきましたが、この2つ、ビジョンとアクションプランを前提として、その中から重要な事項を選ぶというのはある意味では当然かなと、私どもとしては思っております。その辺について、またご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それではご質問なりご意見なり、どなたでも結構です、いかがでしょうか。

【内藤委員】

ただいまご説明を伺いまして、この骨子案は「みどりの風吹くまちビジョン」の戦略計画やアクションプランの取組が視点ごとにうまく整理され、よくまとめられているということがよくわかりました。大体これでいいのかなと思っております。ただ、2点質問をさせていただきます。1点目は、練馬区教育振興基本計画や練馬区子ども・子育て支援事業計画との関係について今後どのように捉えればよろしいのでしょうか。2点目は、前回の総合教育会議において、従来の教育委員会の教育目標は大綱をもって策定とすると、確か教育長よりご説明いただいたと思います。教育目標を改めてつくらないのであれば、今までの教育目標の中には教育の目指すべき児童像が述べられていたのですが、この骨子案の中にはそれが見当たりません。今後どこかに記載される予定になっているのでしょうか。その辺を教えていただきたいと思っております。

【前川区長】

事務局、お願いします。

【岩田教育総務課長】

1点目の、練馬区教育振興基本計画、それから練馬区子ども・子育て支援事業計画との関係でございますが、練馬区教育振興基本計画におきましては、こちらの計画の中で教育の質の向上、それから家庭や地域と連携した教育の実現、教育環境の整備といった大きな3つの視点で計画を立ててございます。教育の質の向上につきましては、取組の視点1の中に、さらに家庭や地域と連携した教育の実現については、取組の視点2の中に反映させられているかなど。さらに、教育環境の整備につきましては、基本施策3の中にも反映ができていますと考えてございます。

また、教育振興基本計画の取組につきましては、こちらの一番右側に書いてございます黒丸以外にも、計画の中で取り組む項目として体系化されているところでございます。今後、この大綱ができた中で、教育振興基本計画につきましては、大綱の分野別計画といった位置づけになると考えてございます。

同じように、子ども・子育て支援事業計画につきましても、このビジョン作成に当たってそれと歩調を合わせる形で策定してきたということもございます。さらに、子ども育成分野の目標につきましては、子ども・子育て支援事業計画の基本目標を反映させていただいてございます。そういった意味では、こちらの大綱の分野別計画に位置づけられる関係と整理できると考えております。

さらに、教育目標の観点でございますが、こちらにつきましては、これまでの議論の中で、教育関係につきましては教育目標、それから教育振興基本計画に基づいて行ってきたところでございますが、このたび制度改革で大綱を策定するという形になってございますので、そういったものを全て大綱に包含したということで整理をして、今後取り組んでいきたいということがございますので、そのような形で整理できるかと考えてございます。

【河口教育長】

補足をさせていただきますが、今、内藤委員からお話がありました子ども像については当然、毎年議論をして、教育目標の中に取り入れてまいりました。

今回、「みどりの風吹くまちビジョン」の中に、練馬区としてどういう子どもたちを育成していくのかという、ある意味では明確な子ども像を示しております。夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育成したいのだということを確認に掲げておりますので、これからは現場ではその目標に向かって、さまざまな施策を展開していくという形にしたいと思っています。

大綱の中にどのように盛り込むかについては、区長とも相談しながら、対応していきたいと思っています。

【内藤委員】

前回いただきました資料4に、今までの教育目標が書かれていると思いますが、私はその教育目標の3行目から5行目の、「心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子どもの育成」といった、決して新しくはないのですが、教育の不易である知・徳・体のバランスある子ども像を骨子のどこかに、普遍的な教育の目標として掲げるべきではないかという思いがあるものですから、この質問をさせていただきます。

骨子のどこかに、この文言を入れてもおかしくはないのではないかと。むしろあったほうがいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【河口教育長】

実はビジョンを策定する際、知・徳・体のバランスをどのように表現したらよいかと考えました。実際、ビジョンを読んでもいただくと分かるのですが、「豊かな人間性や社会性、健康の増進と体力の向上との調和を図る」という文言があります。今、内藤委員がおっしゃったことはビジョンの中できちんと入れ込んだつもりです。それも含めて、どういうふう到大綱の中に表していくかということについて、工夫をしていけたらと考えております。

【内藤委員】

教育委員会の目標であり、学校教育現場の目標でも、もちろんあると思うので、そういったときに、やはりいろいろな教育活動が行われているわけですから、知・徳・体というものを揃えたものが必要なというのが1点と、先程の「夢や目標を持ち」ということも、私はとても大事なことだと思っておりますが、それは5年後の姿ということでアクションプラン等に書かれていますし、学校教育の分野のところに、確か書かれていると思います。教育委員会全体としての目標という意味では、この基本目標が、それにあたるのかと初め思ったのですが、少し違うように感じます。何のためにその総合的な施策をするかということ、今申し上げたようなバランスのとれた子どもたちを育てるためであると思います。その辺をもう一回ご検討いただけたらありがたいと思います。

【前川区長】

分かりました。今のご意見につきましては、どういう形で反映できるか検討させていただきます。今この場では、なかなか総合的にまとめるのは難しいと思

ますので、貴重なご意見として取り入れさせていただくようにしたいと思います。
ほかにご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【外松委員】

東京都の総合教育会議では、個々の子どもに応じたきめ細かい教育の充実や、また不登校、中途退学者対策など、東京都のビジョンの中で重点的に取り組む事項と、その取組の方向性について大綱を策定すると聞いております。

練馬区の大綱では、そのあたりはどのようなようになるのでしょうか。

【岩田教育総務課長】

表の右側に示してございます黒丸のところでございます、先ほどもご説明いたしました、こちらはビジョンに基づくアクションプランとして取り組む重要な項目ということで位置付けてございます。

この中でも、練馬区としてさらに重点的に取り組むものが必要であるということであれば、大綱の中で明確にすることが可能であろうかと考えております。

【前川区長】

よろしいですか。

【外松委員】

はい。ありがとうございます。

【前川区長】

それでは、その辺もまた議論をしていくことにいたしましょう。

ほかの委員さんは、いかがでしょうか。

【安藏委員】

今の外松委員の発言に関連して、骨子案の右側の部分、これは左側の大きな目標や方針に沿った今後の主な取組と理解いたしましたが、この中で、より重点的に取り組むものを大綱に盛り込むことができればよいのではないかと思います。

【長島委員】

私も、大綱の目標や視点、基本施策についてはビジョンや計画を踏まえたもので、基本的にはこれでよいと考えておりますが、この総合教育会議の中で議論したものを大綱に反映していただくことも必要なのではないかと思います。よろしくお願ひします。

【前川区長】

とりあえず、この骨子案を前提として今、ご意見をいただきましたが、ほかに何か追加はございますか。

それでは、これはまずは基本的な考え方ですので、大きな方向として、ビジョンとアクションプランの内容を踏まえて、重点的に取り組むべきことを整理していくということよろしいでしょうか。その中身としては、内藤委員のおっしゃったことも、外松委員のおっしゃったことも検討しながら反映させていくように議論をしていきたいと思えます。

そういうまとめでよろしければ、基本的にはこの骨子案をもとに作成してまいります。ただ、これはあくまで骨子案でありますので、今の時点から、もっとこういうふうにしたほうが良いと、内容をこういったものに充実したほうが良い、重点的に取り組むべきものでここに上がっていないことについても、こうした方がよいというようなご意見があれば、この場でお聞きしていきたいと思えます。ぜひご意見をいただければと思えますがいかがでしょうか。

【内藤委員】

私は質の高い教育の実現には、骨子案の上から4つ目の黒丸のICT環境の整備の推進が、今一番重要であり整備をもっと急ぐべきであると考えています。その理由は、まず次期学習指導要領では、考える力を伸ばすために教師の一方的な講義式の授業ではなく、子どもが主体的に学び、子ども同士議論したり、多様な体験的活動を行ったりするアクティブラーニングと言われる授業スタイルへの転換が求められています。そのアクティブラーニングをより効果的・効率的に行うには、ICT機器の活用が不可欠であると思えます。

例えば、話し合いの際に、子どもたちのそれぞれの意見を瞬時に集約し、大きな画面に映し出すことができ、意見の共有が瞬時にできるわけです。もちろん、資料の拡大、動画や音声などの利用もでき、基礎的・基本的な知識や技能の理解や習得にも大変有効です。その成果を示す事例は既にたくさん発表されております。このように、ICTの活用は、授業の質を大きく向上させることができるからです。

また、もう1つの理由といたしましては、文部科学省では、この5月に現在の紙の教科書に変わり、子どもたちがタブレット端末などを使うデジタル教科書の導入とその制度化について専門家会議を立ち上げ、検討を始めました。また、6月には教育改革の一環として、大学入試センター試験にかわる（仮称）大学入学希望者学力評価テストにおいて、コンピューター受験の実施を想定し、検討しているとの報道もありました。今後、学校教育や大学入試だけでなく、社会生活をする上で、ICT活用の必要性がますます高まり、それが加速化されると思っております。

おります。

このように、時代は既にICT活用の授業の有効性云々を議論する段階ではなく、ICTを子どもたちが使いこなすのが常識となる日が目の前に迫っているということだと思います。ですから今、子どもたちのICT活用能力の育成を家庭教育任せにしては、貧困問題等、家庭環境はさまざまであることから、パソコンやインターネットを使って学習している家庭もあれば、パソコンがない家庭もあり、格差がますます生じるのではないのでしょうか。なるだけ早く公教育で担うべきと考えております。

しかし、練馬のICT環境の現在の状況を見たとき、小中学校の授業を行う普通教室には、電子黒板はもちろん、プロジェクターや書画カメラ、教育用パソコンもありません。アクションプランでは、今年度、来年度の2年がかりでやっと区内全校校内LANの敷設が予算化されているという状況です。

ちなみに、特に進んでいる荒川区では、昨年度、全小学校に1・2年生は2人に1台、3年生から中学3年生までは1人1台のタブレットを配布し、活用されています。

我が練馬は、いろいろな事情はあったにせよ、他地域に比べ残念ながら大変遅れていると言わざるを得ないからです。

以上の理由から、今後練馬の子どもたちが遅れをとることがないように、練馬にふさわしいICT環境の整備をもっと急ぐべきだと思っています。ぜひ、ICT環境の整備の推進を重点的な取組として大綱に盛り込み、審議を継続し、実現を目指していただきたいと思っております。以上です。

【前川区長】

一応、今の案でも、ICT環境の整備の推進は入っているのですが、もっと具体的に内容を入れるということになるわけですね。

練馬はそんなに遅れているのですか。事務局、どうですか。

【河口教育長】

残念ながら遅れていると言ってもよいと思っています。ただ、練馬の場合は特殊事情というか、非常に学校数が多く、100校近くありますので、当然、環境整備をするには予算がかかります。計画的に進めているのですが、他と比べると遅れていると言わざるを得ないかと思えます。

実際、各教室までLANを設置することに関しては、今後2年がかりで行う目途がつかしました。実は一人ひとりの子どもたちがタブレットなどの端末を使おうとすると、教室の中のLAN敷設が必要になってきます。今は有線LANも無線LANもありますが、これらについて進めていかなければならないわけです。既

に23区の中では半分以上の区が、全校にわたって教室内までのLAN敷設が済んでいます。なかなか練馬区は、先があるという思いでいます。

また、今、内藤委員からお話があったように、タブレットを既に活用している区も出てきていますので、そういう意味では練馬区としては力を入れるというか、さらにスピードをアップしなくてはいけないと思います。

ICTを考えるときには、1つは今申し上げたハード面、つまり環境の整備、LANの敷設という問題、あるいはICT機器の整備ということがあるのですが、もう1つは、教える側の教員がいかにICTを使い込んで、ICTの効果を最大限に発揮できる授業を展開できるかどうかということが何よりも重要です。教員のICTを使った授業力の向上といったものも、同時並行的に進めていかなくてはいけないと考えています。

そういう意味では、今、内藤委員から問題提起がありましたICTの問題というのは、これからの教育を考える際、また、今、私が申し上げた2つの意味で、大変重要な課題だと思っているところです。

【前川区長】

この問題について、ほかの委員さんは、何かご意見はございますか。

【長島委員】

内藤委員と、今の教育長のお話の補足になります。私は保護者の立場、教育委員という立場からいろいろな学校を見させていただいていますが、非常に学校ごとに環境が違います。その中で、当然先生方も異動があったり、いろいろ大変だと思います。このICTという環境がないことが理由かどうかは何ともいえないのですが、先生方が授業の準備に時間がものすごくかかっているような印象を受けます。

したがって、このICTの環境が整備されることによって先生たちにゆとりと時間ができることによって、子どもたちと向き合う時間が増え、それがいろいろなことを解決することにつながっていくのではないかと思います。私も基本的に、仕事の上では当たり前のようにICT環境の整備が進んでいる状況です。ほかの会社も今どきインターネットが整備されていない企業はないと思います。そういったことも踏まえて、なるべく早く導入していただくことによって、先生たちの負担も軽くなるのではないかと、教育委員になって感じました。

【前川区長】

確かに、これは実際に現場でやっている教員の皆さんがどういう方法でやりたいのか、やったほうがいいのか、ということが重要な気がします。行政当局で頭

で考えていろいろやるよりも、現場の意見を聞いて。当然、ICTに強い人もいるでしょうから、そういう先生方の意見をまとめてやってみる、そういうことも必要かもしれないですね。少しそういう方向で考えてみましょうか。あまり抽象的な話ではなく、具体的にこの教科はこうやるとか、そういうふうにした方がいいですよ。

それでよろしければ、そういう形で大綱に記載するように努めます。

それでは、ICTの問題はこれぐらいにいたしまして、ほかの問題について、他の委員さん、いかがでしょうか。

【外松委員】

私からは、学びやすい良好な教育環境の構築について、意見を述べさせていただきます。

学びやすい良好な教育環境、これはさまざまな面から考えていかななくてはならない課題であると思います。まず、子どもの数が少しずつ減少を続けている中で、小規模校の問題があります。学区域や学校選択制とも深く関連しており、ここ数年にわたり議論され、課題となってきたことだと思います。どの程度の規模の学校が練馬区の子どもたちの成長にとってふさわしいのか、子どもたち一人一人に質の高い教育を受けさせることができるのか、多角的な視野からの論議をしていかなければならないのではないかと考えております。

また、先ほど内藤委員からもご提起されましたICT等の基盤整備につきましても、ただいま区長より現場の先生方の声を聞くことが大事だという、大変心強い言葉をいただきました。本当に検討が急がれる課題であるかと思っておりますので、これにもしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

さらに、首都直下型地震の発生が危惧される中、耐震化の問題、老朽化した校舎の改修・改築等をどう進めていくのか、こういった課題も踏まえまして、教育環境の整備をどう進めていくのか、ぜひ議論をしていただきたいと思いますと考えております。

【前川区長】

今のお話は、学校の規模の問題、小規模校とか学区域制、学校選択制などの問題と、それからICT、さらに地震に備えた老朽化した校舎の改築、そういったことでしょうか。

ICTは先程お話がありましたので除き、事務局で今の2点について、学校の規模とか改築等の問題についてコメントがあったらお願いします。

【伊藤教育企画課長】

小規模校の話でございますが、子どもの数がピーク時に比べて6割程度という数になってきている現状を、事務局としても認識しているところでございます。

平成17年には、区立の小中学校、区立幼稚園の適正配置の基本方針をつくりまして、これに基づきまして光が丘地域の小学校・幼稚園の一部適正数という整理をしたところでございます。現在も、過小規模校と言われるものが小学校で6校、中学校では12校という数字がある状況でございます。適正な子どもたちの学び環境が整備できますように、アクションプランの中でも、新しい適正配置の基本方針をつくるという状況になってございますので、この状況を踏まえつつ、研究、検討を重ねてまいりたいという状況でございます。

【三ッ橋施設給食課長】

耐震化の状況と施設の老朽化についてご説明いたします。小中学校の耐震化につきましては、練馬区耐震改修促進計画に基づきまして、順次進めているところでございます。

学校につきましては、一般の区立施設よりも厳しい、より安全度の高い基準を設けまして進めてございます。建物単位で進めてございますが、今後改修が必要なものが4棟残ってございまして、それを除きますと耐震改修は終わっています。この4棟につきましては改築校でございまして、改築が順調に進むと全ての学校の耐震性が改善されるというところでございます。

学校の老朽化の状況でございます。今後10年間に、建築後60年の耐用年数を迎える学校の建物が62棟あるという状況でございます。その次の10年間には228棟になりますので、かなり、今後老朽化に伴う改築が必要になってくる時期を迎えると考えております。以上でございます。

【前川区長】

耐震化自体はある程度が目途がついている。老朽改築については相当コストもかかるし、まだ時間はかかるということですか。

【三ッ橋施設給食課長】

これは規模において、予算においても大きな課題となることございまして、今年度着手いたしました公共施設等総合管理計画の部門計画として、学校の校舎の計画的な改築について、現在検討しているところでございます。以上でございます。

【前川区長】

今の2点で、河口教育長から何かコメントはありますか。

【河口教育長】

これからの学校施設をどうしていくかということについては、大変大きな課題だと思います。1つは、今いろいろお話がありましたが、子どもの人口というか、子どもの数が減っていくと小規模校が増えてきますので、そういう学校をどうしていくかという適正配置の問題が出てきます。

また、校舎の老朽化に伴い、当然、改修・改築をしなければなりません。そのためには膨大なお金がかかっていきます。また、学校施設を多機能で活用していく、例えば学校を福祉施設なり、そのほかの施設と合築等々するという方法も考えられます。あるいは小中一貫教育校は、今、大泉桜学園1校だけですが、今後小中一貫教育校の可能性はあるのかなのか、それも検討しなくてはなりません。

そのようなことを諸々考えますと、これからの学校施設のあり方というのは、腹を据えて考えていかなければならない大きな課題だと思います。今回、この大綱の中で、教育環境の整備ということがうたわれておりますので、とりわけ、「取組の視点1」の基本施策3のところ、小中学校校舎等の改修・改築の推進と、その次の黒丸の区立学校の適正配置といったところは、考え方をきちんとこれから整理していく意味では重点項目になり得るのではないかと思います。

今、話がありましたように、アクションプランの中でも、公共施設等総合管理計画を策定することとなっており、その部門計画として学校施設等総合管理計画を、27年度は基礎調査、28年度は基本方針の策定、そして29年度に実施計画の策定をするという位置付けになっております。その中で、しっかりと今申し上げたようなことも整理して策定をしてまいりたいと思います。

【前川区長】

大綱の案の重点項目の中にも、今の問題は2つとも入っていますが、その中で、今回どこまで具体的に書けるか、相談させていただきたいと思います。

それと、私のほうからこの際申し上げておきたいのは、これは率直に言って大変お金がかかるものです。23区、それから練馬区、また東京都全体、これからの将来の財政力、経済力がどこまであるか。今の世の中はちょっと緩んでいて、オリンピックが決まったりいろいろな形で、東京だけはまだ人口も増えているということもあって、これからも財政余力があるかのような錯覚をしていますが、実は東京というのは、練馬もそうですが、全国に遅れてはおりますが、これから急速な高齢化が進むわけです。非常に速いペースで進むわけです。そのための準備のコストも相当かかる。少子化も進んでいる。

そういう中で、一方では、経済力、財政力はどんどん落ちていくわけでありませう。アベノミクスとオリンピックで何となく浮かれた気分になっていますが、長い目で見たら相当腹を決めて財源確保をしないといけない時代だろうと思います。その辺のことも前提としながら、またご相談させていただければと思います。今、外松委員までお話をいただきましたが、ほかに何かございますでしょうか。

【安藏委員】

私は幼児教育に携わっている観点から、子ども関連施策について申し上げたいと思います。

今回の「みどりの風吹くまちビジョン」において、待機児の多い練馬区は待機児解消を目指し、民間保育所や地域型保育所を増やし、待機児の入所を1,300人可能にしました。しかし、3歳から5歳の待機児は少なく、幼稚園に入園していた在園児が保護者の就業をきっかけに保育所に入園する動きは見られましたが、0～2歳の待機児解消にはなかなか至っておりません。そのため、待機児解消にはさらなる方策が必要かと思われまふ。

国が押し進めている子ども・子育て支援制度は、都市部の認定こども園や幼稚園にとって魅力的な政策ではないため、新制度の移行はしばらく時間がかかるかと思われまふ。特に認定こども園は、新制度に移行せずにこども園を返上する園も発生しており、幼保連携こども園が増えるには時間がかかるのではないかと思われまふ。

そこで今回、練馬区では、幼稚園を対象に練馬区独自の支援サービス「練馬こども園」を開設いたしました。しかし、区にとっても幼稚園にとっても未知の取組であり、さまざまな課題があることも否めまふ。行政と幼稚園が十分に意思疎通を図りながら、また必要な支援をしながら進めていく必要があろうかと思われまふ。

そして小学校では、小学校児童の学童クラブの充実が求められております。特に低学年、1年生から3年生の学童クラブへのニーズは多く、待機児も多くなっています。就学前の家庭環境や保護者の就労環境がよくなるにつれて、学童クラブのニーズもさらに多くなります。そして、就学と同時にその環境が一変し、学童クラブの待機児が増えてしまうことは、支援サービスの継続が途切れてしまうことから、放課後における学童の受け入れ策を実施していくことは急務であると思われまふ。

地域によっては、学校周辺にある児童館・区民館において、受け入れ枠に余裕がある施設もありますが、傾向としては学校敷地内での希望が強く、待機児の多い学校内学童クラブの待機児解消までには至っておりません。これから急増する待機児への対策は、学童クラブの対応だけでは解消できないと思われ、現在ある

放課後居場所づくりとして進めてきた学校応援団ひろば事業をさらに拡充し、補完していくことも重要だと思います。

学童クラブと学校応援団ひろば事業を一体的に捉えたねりっこクラブは、ひろば事業では難しかった長期休業中の居場所づくりに対応することから、かなり有効な手立てと思われる。学校においてはねりっこクラブを実施するに当たり、施設的环境が整わず、長期休業せざるを得ない状況もありますが、適切な予算措置を迅速に実施していただければと思っております。よろしく願いいたします。

【前川区長】

ただいま、練馬こども園の件、幼稚園の協力もいただいた子育てと教育の連携のお話と、それから学童保育ねりっこクラブのお話をいただきました。

ほかの皆様方、この件について何かご意見はあるでしょうか。

それでは、せっかくご意見をいただいたので、子育ての件について、少し事務局から、待機児の問題とか今後の練馬こども園の取組など、コメントをいただければと思います。

【柳橋こども施策企画課長】

まず、練馬こども園についてですが、練馬こども園は今年度から、練馬区として独自に私立幼稚園を対象として長時間の預かり保育を推進していこうという新たな施策でございます。今年度の保育所待機児童数は176名ということで、残念ながらゼロを目指して取り組んできたところではございますが、0・1・2歳、とりわけ1歳を中心に、まだ待機児童がいるという状況でございます。

こうした中、練馬区としましては、小規模保育、あるいは0・1・2歳に特化した認可保育所を整備し、0・1・2歳の待機児童の早期解消に取り組んでまいりたいと考えてございます。

あわせまして3歳以降、預かり保育のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズも高まってございます。こうしたニーズに対応していくためにも、私立幼稚園の皆様のお力を借りながら、練馬こども園を推進し、切れ目のない教育・保育の充実を図ってまいりたいと考えております。

それから小学生の居場所づくりについてでございます。学童クラブの待機児童は300名弱となっております。こちらも年々、保育所からの学年進行もあって増加している状況でございます。こうした状況に対応していくため、練馬区としてはねりっこクラブ、これは従来の学童クラブと学校応援団ひろば事業の2つの事業を一体的に運用しながら、多くの子どもたちの居場所を充実させていく、確保していく仕組みですが、その推進に取り組んでまいりたいと考えています。

ご指摘のように、施設面において課題のある学校もございます。小学校全体の

適正配置や、改修計画などの検討とあわせまして、施設面の課題解消にどのように取り組んで、早期にねりっこクラブ実現に結びつけていくかということ、総合的な観点から考えて取り組んでまいりたいと考えてございます。以上です。

【前川区長】

子どもの保育の問題、幼稚園も含めてですが、これは今回のビジョンにおきましても最も重視した問題でありまして、ビジョンの章立てやアクションプランの章立てをご覧いただいても、一番先に載せております。保育・教育については最も重要な課題として全力で取り組んでいきたいと思っております。

今、こども施策企画課長からの話もありましたが、大綱の中でも、今のお話の趣旨を盛り込んで、充実していければと思います。よろしく願いいたします。

【外松委員】

ただいま安藏委員からご提起されました、多様な子育て支援サービスの充実につきまして、私も少し述べさせていただきたいと思っております。

今日では、昨今の社会の変化から、働き方が多様化し、それに伴い家庭のありようも、かつてとは大きく変わってきていると思っております。そのため、親御さんからのニーズも行政に対して、さまざまであると思っております。

今、いろいろとアクションプラン等で取り上げられて、実際にこの春から行っているさまざまなサービスがございますが、行政の提供するサービスが効果的に機能していくには、やはり関連機関との連携が非常に大切な部分もあるかと思っておりますので、その辺をしっかりとやっていただけたらと思っております。

【前川区長】

よく申し上げるのですが、練馬区のすぐれた点の1つは、教育委員会が教育だけではなくて子どもの保育なども担っています。いろいろ経緯はあるのですが、結果的には大変いい体制になっております。それは幼保だけではなくて、もっと広い意味での関係機関との連携も含めて、ぜひやっていきたいと思っております。それも当然書き込んでいきたいと思っております。

【長島委員】

私からは、子どもの安全確保について、少しお話しさせていただきます。最近、本当にいろいろな事件が教育の現場で起きていることは皆さんご存じだと思うのですが、子どもの通学路をはじめ、校内も含めて安全確保をどうやっていくのかということと、児童・保護者だけではなくて地域の方々にとっても、協力していただく上では非常に大きな課題だと思っております。また、居所不明の児童や生徒の間

題や、虐待についての対応も考えていかなければいけないと思っています。

私が平成20年に小学校PTA連合協議会の会長をやらせていただいたときにも、既に何度も議題に上がっていたのですが、通学路を含めて学校の警備体制について、予算要望として上げさせていただいていた経緯があります。今も上げているのかなとは思いますが、昨今、大一小の事件があって、その後、大一小では、私が教育委員になってから伺ったときに、いろいろ校長先生にお話を伺いました。地域の方が非常に団結して、あの事件以来、活動されているということもあるのですが、大一小はそういった事件があったので実際に警備の方がいると伺っています。もちろん、有人警備はお金がかかると思うのですが、ただ、起きてしまっただけでは取り返しのつかないことになってしまうという点も踏まえて、もう一度視点を変えて検討していく必要があるのかなということ。あとは、どこの学校でもやっていると思うのですが、学校の安全安心ボランティアです。保護者を対象に、校内の見回りなどをボランティアでやっています。こうした取り組みも、学校によって温度差があると感じます。

地域や保護者の協力はもちろんあるのですが、やはり学校から強い協力要請があることによって、地域や保護者も一体となっていくケースもあります。先生方が意思統一していただいて、広く保護者や地域に問いかけていくなり、声をかけていただくことによって、かなり充実していくのではないかと感じています。

こういうお話をさせていただくのは非常に有意義なことだと思います。こうしたことを踏まえて、今後議論していただければと思います。

【前川区長】

猫の首を切ってわざわざ放置するといった事件も、最初は練馬区で起きたりしていますから、びっくりしてしまうのですが、親御さんとしては一番心配なことだと思います。何か事務局でコメントはありますか。

【岩田教育総務課長】

学校の警備の関係でございますが、大一小の事件の後、民間警備員を、不審者情報等があった場合には一定期間配置するという事業を、今行っているところでございます。確かに学校現場やPTAから、学校に1人常駐してほしいといった要望をいただくのですが、なかなか経費的な部分もございますので、より機動的に対応できるように、現在そのような形で対応してございます。さらに今後、内容については充実できるように取り組んでまいりたいと思っております。

それから、学校で地域の方々を踏まえた安全確保の取組でございます。大一小につきましては、地域防犯防火連携組織を新たに構築して、「あんしん大一」という形で父兄の皆さんが中心になって取り組んでいただいております。今、長島

委員からおっしゃっていただいたとおり、学校からのそういった働きかけが一番有効であると思っております。学校を核として、子どもたちの安全・安心の体制を整えていければと考えているところでございます。

【前川区長】

いずれにしても、この問題についても大綱の中できちんと書き込んでいくようにしたいと思えます。

今、大綱の案につきまして、今後特に力を入れて取り組むことについて、ここに挙がっていることも含めてご意見を伺ったのですが、河口教育長、どうですか。

【河口教育長】

私からは、いじめの問題と不登校の問題について、力を入れていかなければならないということを申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、いじめの問題についてですが、これはもうご承知のとおり、大津の事件があった後、かなり学校現場も力を入れておまして、26年度のいじめ件数は小学校が185件、中学校が185件で370件です。これは、前年の25年度は509件という認知件数でしたから減っております。ただ、もっと長期的に推移を見ていかなければならないことであり、減ったからと楽観視することだけはしてはならないと思えます。

教育委員会としては、いじめ問題対策方針をつくっておりますし、各学校もいじめ防止基本方針をつくり、このいじめの問題について対応していますが、実際に先生方一人ひとりが子どもに向き合う際、その方針の趣旨にのっとった形で対応しているかどうかということ、これが非常に大きな問題に発展しかねないと考えております。ついこの間、岩手県でいじめの自殺と思われる事件がございました。担任の先生が、せっかく相談を受けていたにも関わらず、それを学校全体の取組としなかったことが問題視されております。まさに、学校の風土といいますか、できたら自分で何とか解決をしたい、もしかしたら大したことはないんじゃないかという気持ちもある。ほかの先生は忙しそうだから相談しづらい、いじめをそもそも自分のクラスから出すことがいけないことのような、もしそういう感覚が、まだ先生たちの思いとしてあるのであれば、これはもう抜本的に変えてもらわなければいけないと私は思っています。そういう意味で方針もつくりましたので、いじめの問題というのとはとにかく組織で対応する、学校全体で対応する、校長、副校長を中心として、学校全体で対応するのだということをさらに徹底をしていかなければならないということが1つです。

もう1つは、先程も申しましたが、学校というところは、自分たちで何とかしようという思いが非常に強いところがあります。これは良い面も随分あるのです

が、いじめの問題に関していえば、学校だけで解決できないような複雑な問題が多々あります。今は、スクールソーシャルワーカーもいればスクールカウンセラーもいる、心のふれあい相談員もいる、場合によっては警察もある、そういう関係機関が、やはりみんなで連携し合ってやっていかなければならないという時代に入っております。そういう意識を学校にも持ってもらい、みんなで対応していくということが何よりも大事であると思います。いじめに関してはそういう体制をぜひ現場でつくっていきたいですし、そのためにはまだまだやる必要があると思っています。

それから不登校についてですが、練馬区の場合にはもともと子どもの数も多いものですから、絶対数を出せば確かに多くなります。例えば、26年度は小学校で176人、中学校が439人、合せて615人おります。これは前年よりも増えております。ただ、出現率という率で出す方法もあって、これで見るとそれほど練馬区が突出しているわけではありません。

いずれにしても、600人を超える人数が学校に行けていないということについて、やはり我々としては重く受けとめなければならないし、対策をしっかりととっていかなければならないと思います。

今後、この不登校を出さないという取組は、学校を中心に行うこととし、また、どうしても学校へ行けなくて不登校になってしまった子どもに対しても、まずは学校ですが、教育委員会としてもこれはやはりきちんと対応してまいります。今現在も、学校教育支援センターが適応指導教室等々に子どもたちに来てもらい勉強を教えています。それだけではなく、そこにも行けない子どもたちに対しても何とか手を差し伸べて、次のステップ、チャンスを与えられるような取組を進めていかなければならないということで、今現在、準備を進めているところです。この不登校の問題についても、いじめの問題と同様、これから重点項目として取り上げていただければと思います。

【前川区長】

今の件につきまして、何かございますか。

【内藤委員】

ただいま教育長がおっしゃったことが全てかなと思うのですが、大津の事件に関しましても、それから川崎で、これは自殺ではなかったのですが、ああいう事件のときは、子どものSOSを周りの子どもたちは薄々知っていた、または明らかに知っていたというケースだったように思います。それが大人に、学校に届いていなかったということが大変悔やまれるという思いがいたしました。

岩手のケースも、毎日のようにテレビでも報道されておりますが、誰が見ても、どんな見方をしても、学校、担任に対してSOSを発しているだろうに、なぜそれに対応できなかったのか、わからない部分です。

全校で情報を共有する以前に、それを受け取った人がどういう感性でそれを受けとめたのかというところだと思います。1年生の頃からいじめがあったということをノートに少し書いていたということで、この子は割とこういうことを言いやすいタイプの子どもであると思ひ込み、それなりの対応をするような言葉にしてしまって、それがずるずると来て、その背景にあるものが読み取れなかったのでしょうか。

今回、紙面であらわれたものを、日付を追って、こんな記述がある、こんな記述もあるというように、多分皆さんもご覧になっていると思います。あれを見たら「何で、おかしいじゃないか、すぐに話して、面談して対応しなきゃいけないだろうに」ということを感じられると思うのですが、その辺の感覚がどうなっていたのかなということを改めて感じて、いじめの問題は発見するのなかなか難しく根が深いものだなと改めて思っております。

子どもたちが夢や目標を持って、その実現に向けて学び続けるということを願うのは、誰しも本当に思う姿であろうかと思ひます。それがいじめや不登校によって、中断されることは大変大きな課題であると思っております。

ですから、子どもが安心して安全に学ぶことができるよう、学校現場だけではなく、私たち教育委員会が他の関係機関と連携して、抜本的な対応を考えていくということは、大変大事なことであると思ひますので、これから議論していくことに大いに賛成でございます。

【前川区長】

ありがとうございました。

【外松委員】

関連しまして、私は今、練馬区が教育現場で取り組んでいることを再確認したいと思ひます。

岩手の事件は本当に痛ましい事件ですが、今、内藤委員がおっしゃったように、練馬区の教育現場の皆さんは、「どうしてそんな事態になっているんだろう、自分たちの学校はそういうことはない」というふうに認識されているのではないかと私は受けとめております。

ここ近年、練馬区では年3回、いじめに関するアンケートを行ってきております。それをきちんと分析しまして、件数が多いということは、それだけ児童・生徒または教職員の方たちが子どもたちの様子に気づき、それをいじめの芽ではな

いかと取り上げて、そのアンケートの中に報告しているという実態があるのではないかと推察しております。

また、児童会、生徒会、区立幼稚園も全部、幼稚園、小学校、中学校ともに、このいじめの撲滅には何年か前から、決してあってはいけないこと、してはいけないことと捉えて、撲滅運動の推進をやっておりまして、その発表会等もやっております。そういう様子を見させていただくにつけ、本当に真剣に取り組んでいただいていると思っております。

今回の事件を人ごとと思わず、何が大切かということ、また私たち委員会も、教育現場も、再度確認して、しっかりと連携しながら取り組んでいきたいと、そのように思っております。

【前川区長】

ありがとうございました。

【長島委員】

ちょっと加えてお話しさせていただきます。外部の人間として、私も会社を経営しているのですが、経営者から見た場合に、外から見ていると、こうしたいじめの問題に対して、事後の対応について議論されることが非常に多く感じます。起こってから、「どうすればよかったのか」ということを考える前に、私も教育委員会では発言させていただいているのですが、いじめの原因や、先般、体罰の問題もあるのですが、そうしたことに至る経緯として、他人を力でコントロールできるという価値観を持っている方が、まだまだたくさん、先生の中にもいらっしゃる。あとは、学校にどなり込んでくる保護者の方や、そういった方々は、どうしても力でコントロール、言葉という力の1つなのですが、そういったところがあって、根本的に、その価値観を変えること自体が非常に難しいところがあります。

ただ、私はいろいろ研修などを行っている会社などを見ている限りでは、実際にそういう価値観が変わっていき、外からの力ではなくて、考え方をうまく伝えるということができていて、それができることによって本人が変わっていくというのを目の当たりにすることがあります。先生方もそういった良好な情報というか、一人ひとりが自分の価値観に疑問を持って、変わっていかうとするような外部の研修などの機会をもっと増やしていただければ、先生方もよい方向に変わっていくのかなと。

これは本当に一保護者の意見なのですが、根本的なところは先生方の考え方で、事前対応していくことで大きく変わっていくと思うので、その辺も考えに入れていただければと思います。

【前川区長】

ありがとうございました。

それでは、ご意見は一通り出そろったと考えてよろしいでしょうか。

私も、今お話を伺っていて考えましたのは、一つは、行政というのは結局は言葉でやるしかないわけです。書かれた言葉、しゃべる言葉ですね。しかし、その言葉が実際に力を持って現場に届き、また政策の対象とする。この場合だったら子どもですが、子どもたちに届くか、それがいかに難しいかということを経験しております。

私の立場で抽象的に言うのは非常に簡単なことなのですが、ただ、それを実際の職員が、この場合だったら学校の先生が、あるいは現場の職員などが、自分の問題として受け止めて取り組むということには大変な距離があるわけです。しかも、またそれを子どもに対し実践するというのは大変な距離がある。これを具体的にどうしていったらいいか、そこを考えながら、この大綱に何をどうまとめていくかを考えていきたいと思っていますので、ぜひそのための知恵を貸していただければと思っています。それが1つであります。

もう1つは具体的な問題で、私が区長になって一番ショックを受けたことの1つは、子どもの貧困の問題でありまして、これは数字だけ見ますと、小学校では4分の1から3分の1ぐらい、要支援児がいる。この問題をどう考えたらいいのか、実態を調べさせております。区民ご自身が責任を持つべき問題と、行政が責任を持つべき問題がありますが、こういった子どもの貧困の問題は、行政も一緒にやるべき問題だと思っています。その問題の実態をきちんと把握して、そしてきちんと対応する、それはぜひやっていきたいと思っています。その問題も盛り込んでいければと思っています。

今日、たくさんご意見をいただきましたので、それを、資料3はあくまで全くの骨組みですので、大綱では、重点項目というものをちゃんと位置付け、その中に入れて整理をしていきたいと思っていますが、よろしいでしょうか。そして、次回の総合教育会議で、このとりあえずの案を提出させていただいて、また議論を進められればと思っています。それでは、そういうことでよろしく願いいたします。

4 その他

【前川区長】

次第どおり進んできまして、最後にその他が残っております。ここで、せっかくの機会ですので、教育長から第一回の総合教育会議の際にお話がありましたが、今年は中学校の教科書の採択の年であります。採択に向けて、教育委員会でもさまざまに取り組んでいる時期かと思いますが、具体的にどのような仕組みで教科書が採択されているのか、その辺を聞かせていただければと思います。

【河口教育長】

では、区長からお話がありましたので、教科書採択の仕組みをお話いたします。そもそも教科書というのは検定があって、採択があって、実際に使うというこの周期が4年ごとです。今年度は中学校の教科書の採択の年であり、小学校の教科書の使用開始の年度でありました。そういう位置付けであります。

採択ですが、これは教育委員会が採択をいたします。練馬区の小学校、中学校の子どもたちが使う教科書については、練馬区教育委員会が採択を行います。これについては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第6号によって、教育委員会の職務権限であると明確に法律にうたっておりますので、それに基づいて採択を行っております。

仕組みですが、教育委員会は、採択をする前に教科書協議会というものを立ち上げてもらって、そこに諮問をします。これはどういう組織かといいますと、校長や副校長、一般の教職員、それから保護者が入っております。この教科書協議会に、それぞれ検定を通ってきた各会社の教科書がどのような特徴を持っているのかということについて調査を行っていただくために、協議会に諮問をします。

教科書協議会は、具体的な調査をさらに調査委員会に依頼します。したがって、調査委員会で具体的種目別、国語は国語、数学は数学という種目別に調査研究を行い、それを先ほど言った教科書協議会に報告します。その報告をもとに、教科書協議会で教育委員会への答申案を取りまとめ、答申を教育委員会に対して行います。

教育委員会では、教科書協議会からいただいた答申を参考にしながら、さまざまな観点、論点から総合的に最終的に教科書を決めていくという、簡単に言うとそういう段取りであります。

そこで行う採択基準について、これは評価の基準ですが、練馬区では、まず教科書の内容について、それから教科書の構成や配列、あるいは分量について、あるいは表記の仕方について、あるいは使用上の便宜について、これらについて幾

つかの項目を設けて、基準としてチェックをしていくという形にしております。それらを踏まえて、教科書協議会が答申をしておりますので、教育委員会としてはそれらを参考にしながら、現在使われている学習指導要領の視点を持ちながら、総合的にそれぞれの科目の教科書を決めていくということにしております。

この教科書協議会からの答申については、今、おそらく協議会で準備をしていると思います。近々に答申を受けたいと思っております。

採択ですが、今年度は中学校の教科書ですが、一応8月中には採択をしなければならぬということになっておりますので、できましたら8月上旬には採択をしていきたいと、私どもとしては思っているところでございます。簡単に申し上げました。

【前川区長】

個人的な話で恐縮ですが、私は父親が警察官だったものですから、小学校を5回変わりました、変わるのが学年の途中が多く、変わるたびに教科書が5回も変わって、教科書についてはいろいろな思い出があります。

いずれにせよ、教科書の採択は、教育委員会の行う事務の最重要事項でありまして、委員の皆様はしっかり調査研究を行って教科書を採択していただくよう、お願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、今回は、先程日程でありましたが、10月の下旬ごろに開催をしたいと思っております。詳細な日程については今後事務局に調整させまして連絡をさせますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかによろしければ、これをもちまして第二回総合教育会議を終わります。今日は活発な議論をいただきましてありがとうございました。